

大綱1

市民とつくる 住みよい自治の まちづくり

<市民、人権、行財政運営>

- 1-1 市民参加と協働による市政を進める
- 1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める
- 1-3 健全で開かれた都市経営を進める

1-1 市民参加と協働による市政を進める

現況と課題

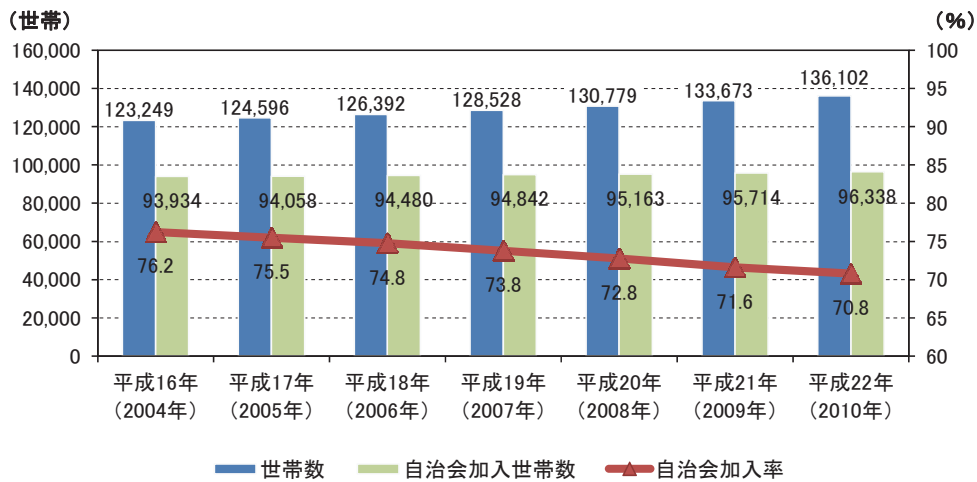
地方分権が進展し、地方公共団体は自己決定、自己責任のもとに施策を展開することが求められています。また、市民の価値観やニーズの多様化により行政需要が増加する一方、景気が低迷している経済情勢にあっては、**・あれもこれも・**の時代から**・あれかこれか・**という選択の時代になってきており、行政と地域がそれぞれの役割の中で様々な取り組みを行っていく必要があります。

本市は、これまで「市民参加」や「協働」によるまちづくりを進めることによって自治力を培ってきました。地方分権が進む中、この施策をより一層推進していくことが、自治基本条例の理念に基づいた「市民主権」のまちづくりの実現につながり、市民が安心して、誇りをもって住み続けられるまちをつくることとなります。

市民主体のまちづくりを進めるためには、市民が自ら行うべきこと、行政が行うべきことを市民と行政がしっかりと認識した上で、それぞれの役割分担のもと、参加と協働の仕組みづくりをさらに進めていく必要があります。

また、市民が自らの意思で積極的にまちづくりにかかわる活動ができるようにするとともに、市民に信頼される行政のあり方が重要となっている中、個人の権利利益を保護しながら、市民の知る権利を尊重し、市政を市民に説明する責務を果たすことが求められています。

■自治会加入率の推移



各年5月1日現在
資料：市民活動支援課

【施策の体系の見方】

大項目番号 | 大項目タイトル

中項目番号 | 中項目タイトル | 小項目番号 | 小項目タイトル

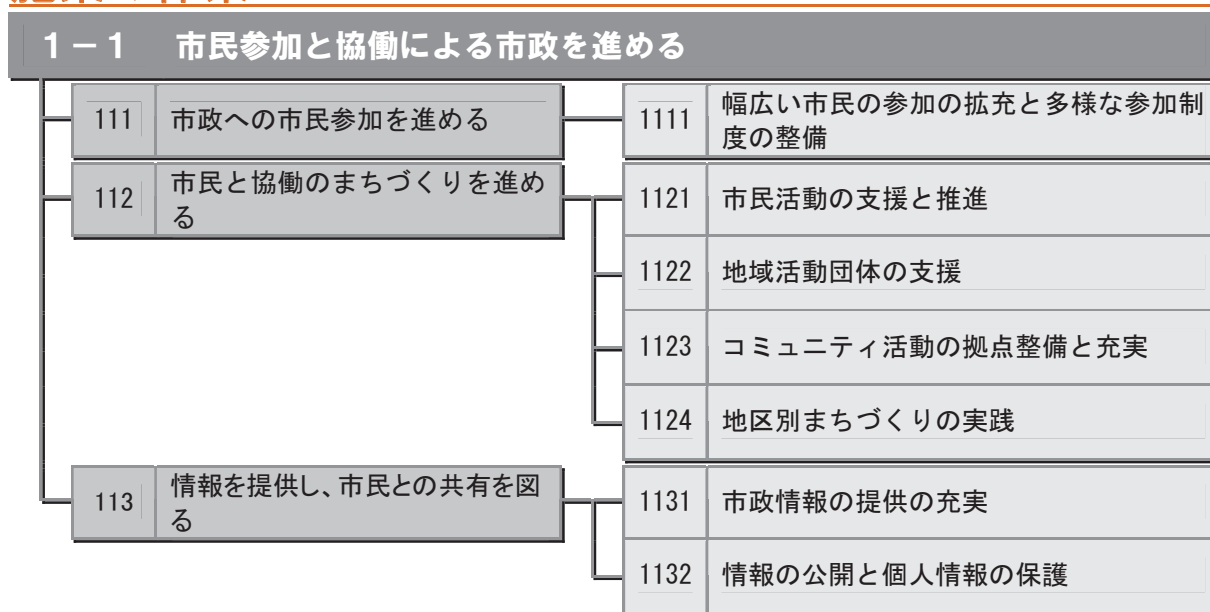
基本方針

市民参加と協働によるまちづくりを一層推進するため、幅広い市民参加を促進するとともに、市民が市政に参加する機会を拡充し、市民の創意と活力を活かしたまちづくりを進めます。

また、地域の抱える課題に対して、市民自ら取り組み、解決できるよう市民と行政の役割分担を明確にするとともに、地域活動や市民活動を支援します。

参加や協働の前提となる市政情報については、市民にわかりやすく提供します。

施策の体系



大綱
1

施策の内容

■市政への市民参加を進める

(中項目番号 : 111)

多くの市民が、市政に主体的に参加し、市民が主人公のまちづくりを進めるため、参加の機会を拡充します。

政策や施策の立案、実施および評価のそれぞれの過程において多様な参加が可能となるよう審議会等への参加、意見公募手続（パブリックコメント）、住民投票等の制度を有効に活用するとともに、市民アンケート、説明会、ワークショップなどを効果的に実施し、参加しやすい環境を整備します。

■市民と協働のまちづくりを進める

(中項目番号 : 112)

地域活動に対する地区住民の意識の醸成に向けた取り組みや市民活動の活性化に向け、財政支援などを行うとともに、コミュニティの活動拠点施設を整備します。

また、各地区の個性を活かしたまちづくりを促進するため、地区別まちづくり計画に基づいて実施する事業を支援します。

■情報を提供し、市民との共有を図る

(中項目番号 : 113)

市民の市政に対する理解と信頼を深めるとともに、公正で透明性のある、開かれた市政運営を確保するため、情報公開制度および個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営と、公文書管理の充実を図ります。

また、ホームページの充実や各種広報媒体を活用した行政情報の提供・公表に努めます。

主な事業・指標

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
(111) 自治基本条例推進会議 運営事業	住みよい自治のまちの実現を目的とした自治基本条例の実効性を確保するため、条例の適切な運用、普及および見直しに関する事項について調査審議等を行います。	21 機関	26 機関
(111) 広聴活動事業	市民の声を市政に反映させるため、市民の提案制度(市長への手紙等)のほか、広聴活動の中で市民からの意見や提言を受ける機会を確保します。	795 件	900 件
(112) 市民活動支援事業	市民活動団体やNPO団体などが横の連携を図り、より市民活動の内容の質を向上させるとともに、市民活動団体の市民への認識を図るため、啓発事業等を行います。	101 団体	120 団体
(112) 自治会振興事業	住みよい自治のまちづくりを実現するため、自治会の健全育成と円滑な運営を支援します。	71.6%	75.0%
(112) 地区センター・公民館 整備事業	生涯学習、地域コミュニティ、地域福祉、防災救援の4つの機能に、地区まちづくり事業の推進と行政サービスを加えた地域活動の拠点施設を整備します。	7 か所	10 か所
(112) (仮称) 市民活動支 援センター整備事業	市民活動団体の育成と活動を支援するため、拠点施設を整備します。	—	1 か所
(112) コミュニティ推進 事業	地域におけるコミュニティ活動と特色あるまちづくりを推進し、心触れ合う豊かな地域社会を形成するため、越谷市コミュニティ推進協議会および各地区コミュニティ推進協議会に対する支援を行います。	31 件	60 件
(113) 広報紙発行事業	市政情報を適切に市民に伝えるため、広報紙(お知らせ版・季刊版)をわかりやすく編集し、市民に提供します。	—	80.0%



1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める

現況と課題

21世紀は「人権の世紀」といわれる中、差別意識が依然として根深く存在しており差別事象が後を絶たない現状にあります。そこで、「差別をしない、させない、許さない、見逃さない」という人権尊重の精神に立脚し、同和問題を人権問題の重要な課題に位置づけ、人権意識の高揚を図る必要があります。さらに、児童生徒が社会生活を営む上で必要な知識・技能・態度などを確実に身につけることを通して、人権尊重精神の涵養が図られていくとともに、すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、人権感覚を磨く学習の機会をこれまで以上に充実させていく必要があります。

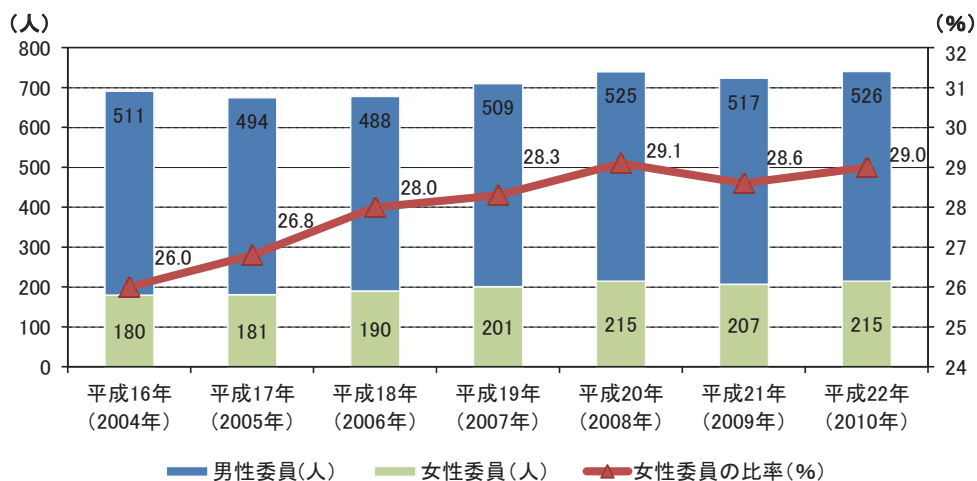
また、性別による固定的な役割分担の意識、それに基づく社会の制度や慣行も依然として根強く残されており、就業、家事、育児、介護など様々な分野において、男女がともに参画できる社会の実現が求められています。

今日のグローバル化の進展、国際協調の必要性により、今後、ますます国際化が進むものと考えられます。このような中、外国人登録者数も増加しており、今後は、人と人とのつながりを尊重し、異文化を理解し、多文化共生を進めていくことが求められています。

世界の恒久平和は、人類共通の願いですが、世界では戦争や紛争が絶えません。戦争を体験していない世代が人口の過半数を占める現在、平和な社会を構築するためには、戦争の悲惨さ、平和の大切さと尊さを次世代に伝え、恒久平和の実現に向け、より一層の平和への意識啓発を図っていくことが必要です。

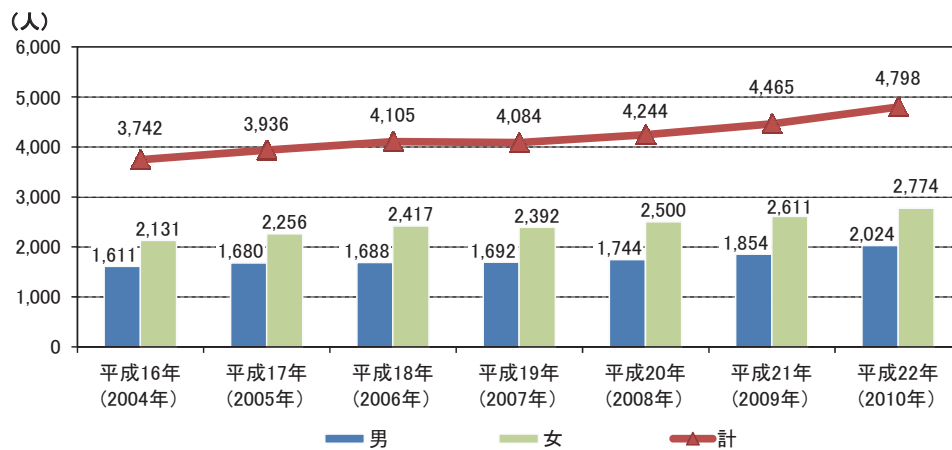


■ 審議会等の委員における女性の登用状況の推移



各年4月1日現在
資料：人権・男女共同参画推進課

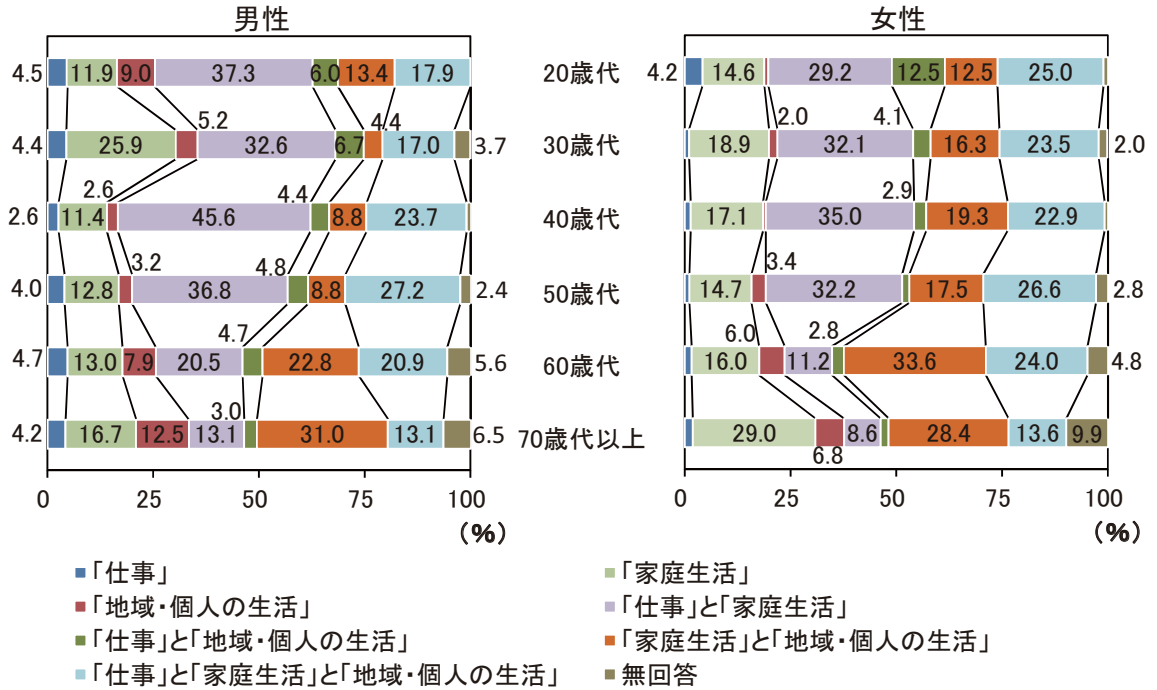
■ 外国人登録者数の推移



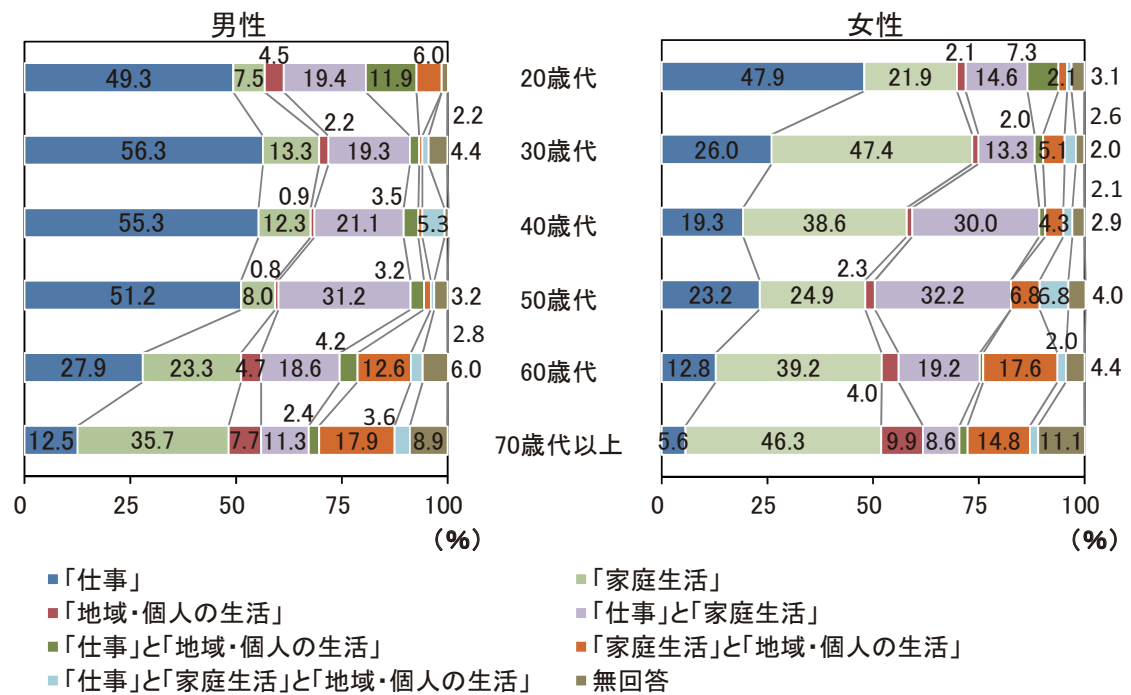
各年1月1日現在
資料：市民課

■男女共同参画に関する意識調査（「仕事」「家庭生活」「地域・個人の生活」の優先度）

<希望>



<現実>



資料：平成 21 年度市政世論調査

【施策の体系の見方】

大項目番号	大項目タイトル	小項目番号	小項目タイトル
中項目番号	中項目タイトル		

基本方針

すべての市民がかけがえのない一人の人間として尊重され、平和で平等な生活を送ることができるよう、各種の啓発活動などを通して人権意識を高めるとともに、学校教育・社会教育を通して人権教育の充実に努めます。

また、男女共同参画社会の実現のために、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画する機会を確保するなど、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施します。

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の一員としてともに暮らしていく多文化共生の地域づくりを推進するとともに、国際交流活動を通じて、国際社会における相互理解を深めます。

生命の尊さと一人ひとりの人間の尊厳を理解し、認識を深めるため、市民一人ひとりの平和意識の醸成に努めます。

施策の体系

1-2 互いに認め合い人権を尊重する社会づくりを進める			
121	相手を思いやる人権意識を高める	1211	啓発活動の推進
		1212	推進活動体制の充実
		1213	人権相談活動の充実
122	人権教育を進める	1221	学校人権・同和教育の推進
		1222	社会人権・同和教育の推進
123	男女共同参画社会を進める	1231	男女共同参画社会を実現するための意識づくり
		1232	男女がいきいきと暮らせる環境の整備
		1233	あらゆる分野における男女共同参画の推進
		1234	配偶者等からの暴力の根絶
124	多文化共生社会の形成と国際交流を進める	1241	多文化共生のまちづくり
		1242	海外との交流の推進
125	平和への意識を高める	1251	平和への啓発活動の推進

施策の内容

■相手を思いやる人権意識を高める

(中項目番号：121)

市民一人ひとりの心に人権尊重の精神を育み、同和問題をはじめとした女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の様々な人権問題について正しい理解と認識を深め、差別意識を解消するため、「越谷市人権施策推進指針」に基づき、地域、家庭、学校、企業、関係機関との連携を図りながら、人権教育・啓発の諸施策を積極的に推進します。また、だれもが平等で心豊かに安心して生活していくことができるように、「越谷市人権施策推進会議」を中心として、市政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策の推進を図り、推進活動体制と人権相談活動の一層の充実に努めます。

■人権教育を進める

(中項目番号：122)

すべての学校において、全教育活動を通して児童生徒の発達段階に応じ、人権意識の高揚を図り、知的理解にとどまらず態度や行動に現れる人権感覚を身につけられるよう、人間としての生き方を基盤とした学校人権・同和教育を推進します。

また、市民や社会教育関係者、企業等を対象に講演会や研修会を開催するとともに、広報紙への啓発文の掲載やリーフレット等を活用し、より広く市民に対する啓発を図ることを通し、社会人権・同和教育を推進します。

■男女共同参画社会を進める

(中項目番号：123)

だれもが等しく尊重される男女共同参画社会づくりに向けて、地域、家庭、職場などあらゆる分野において意識の普及と啓発に努めます。

また、自立支援事業等を通じて男女がいきいきと暮らせる環境の整備を進めるとともに、男女の人権を確立する上で深刻な社会問題である配偶者等に対する暴力の根絶を目指して、暴力防止の啓発事業や被害者のための相談事業を行い、切れ目のない支援に努めます。

■多文化共生社会の形成と国際交流を進める

(中項目番号：124)

多文化共生の地域づくりを推進するため、市民や国際化団体の協力を得ながら、外国人市民が、日常生活をしていく上で必要となる市政情報等の多言語での提供、コミュニケーション支援のための日本語教室の開催や地域住民への多文化共生の啓発に努めます。また、市民との協働により、姉妹都市オーストラリア・キャンベルタウン市をはじめとした交流活動を推進していきます。

(中項目番号：125)

■平和への意識を高める

人類共通の願いである世界の恒久平和の実現を目指し、「越谷市平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和意識の醸成に努めます。

主な事業・指標

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
(121) 人権推進事業	あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、講演会や研修会、交流事業の実施や支援を行うとともに、啓発物品の作成や配布、関係機関等との連絡調整等を行い、人権啓発を推進します。	人権意識が高くなっていると 感じる市民の割合 45.1%	55.0%
(122) 人権教育推進事業 (社会教育)	あらゆる人権問題に対する正しい理解と認識を深め、差別意識の解消を図るため、人権啓発に係る講演会・研修会を開催し、人権教育を推進します。	講座の参加者数 3,273人	3,300人
(123) 男女共同参画支援センター管理運営事業	専門性の高い知識やノウハウを持った指定管理者に男女共同参画を推進する事業や施設運営を委託し、質の高いサービスを提供するとともに、効率的な運営を図ります。	男女共同参画支援センター 主催事業の参加人数 3,616人	3,977人
(124) 多文化共生推進事業	多文化共生の地域づくりを推進するため、地域住民や外国人市民を対象とした講習会等を開催します。	多文化共生を推進する各種事業 への参加者数 449人	700人
(125) 平和事業	市民の平和への意識を高めるため、広島平和記念式典参加や平和展等の事業を行います。	平和事業来場者数 1,085人	2,000人



1-3 健全で開かれた都市経営を進める

現況と課題

近年、急速な少子高齢化の進行や著しい高度情報化の進展など、社会環境は大きく変化しています。また、市民のニーズも多様化しており、行政に求められるサービスはますます増加するとともに、地方分権の進展により、地方公共団体の役割と責任が拡大しています。

一方、国や地方の財政は、厳しい経済情勢の影響により、個人所得の減少や企業収益の悪化により税収が落ち込むなど、引き続き厳しい状況にあります。

とりわけ、国の「三位一体の改革」による国庫補助負担金や地方交付税の縮減により、地方財政は大きな影響を受け、今後の地方分権改革の動向次第では、財政運営はより厳しい状況となることも予想されます。

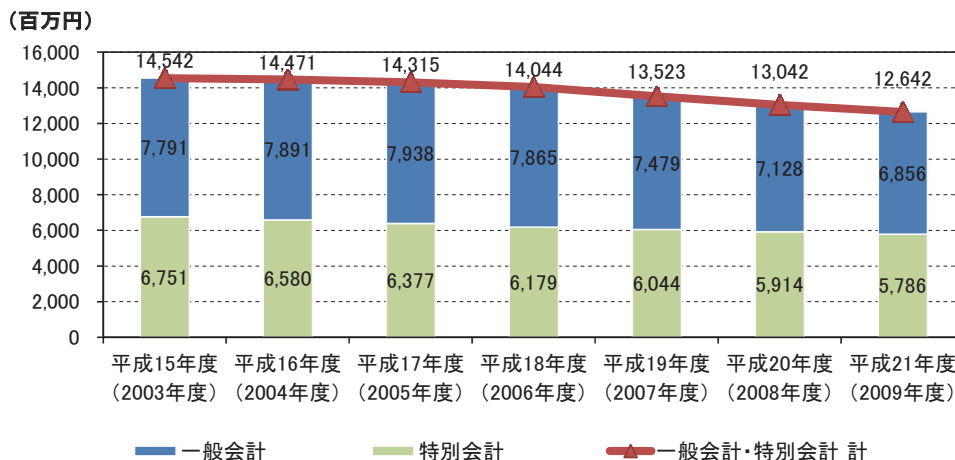
そのような状況の中で、市民に最も身近な地方公共団体としての役割を今後ともの確に果たしていくためには、すべての施策や事業の点検・見直しを徹底し、限られた財源などの経営資源を最大限に有効活用し、財政基盤を強固にしていく必要があります。

また、市民の多様なニーズや新たな行政課題に対応できる、簡素で機能的な組織が求められています。職員についても、意識改革や能力開発を一層図るとともに、適正な定数管理に引き続き努めていかなければなりません。

多様化・高度化・広域化した市民ニーズに効果的かつ効率的に応えるためには、国や県、さらには広域の市町が連携して対応していくことも求められています。



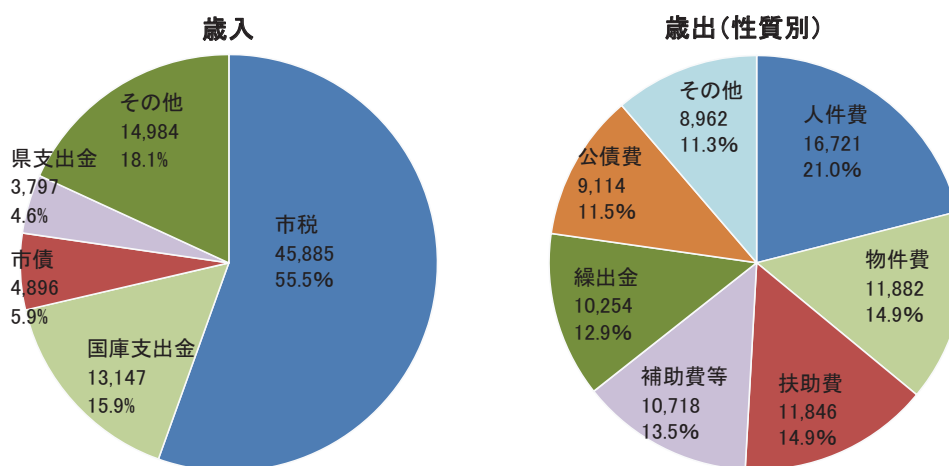
■ 地方債現在高の推移



資料：財政課

■ 平成21年度財政収支内訳

(単位：百万円)



資料：財政課

基本方針

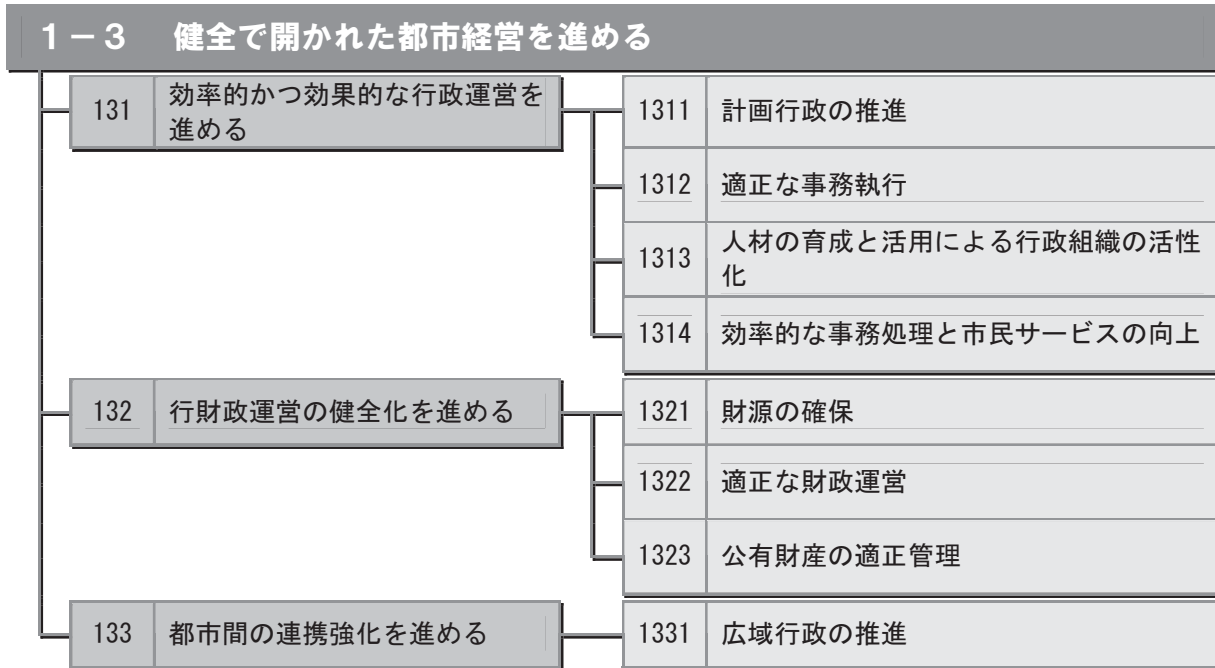
社会経済情勢の変化等に的確に対応し、市民の視点に立った質の高い行政サービスを安定的に提供していくために、行政評価や行政改革に不断に取り組み、限られた経営資源を有効に活用しながら、効率的で効果的な行政運営を進めます。

また、それらの取り組みを通じて、歳出の見直しと歳入の確保を一体的に推進し、持続可能な都市経営を支える財政基盤が健全で強固なものとなるよう努めます。

きめ細かな行政サービスを提供するため、多くの権限を持つ中核市への移行を目指すとともに、他自治体との広域連携によるまちづくりを進めます。

大項目番号	大項目タイトル	小項目番号	小項目タイトル
中項目番号	中項目タイトル		

施策の体系



施策の内容

■効率的かつ効果的な行政運営を進める

(中項目番号：131)

最少の経費で最大の効果を発揮する行政サービスを目指し、行政評価による「計画策定—実施—検証—見直し」のサイクルや行政改革による重点的な取り組みを通じて、真に市民生活に必要な施策や事業のあり方と優先順位を見極めながら、計画的で適正な行政展開を推進します。

また、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに対応できるよう、柔軟かつ合理的な組織を構築するとともに、職員の育成に努め、市民サービスの維持・向上を図ります。

市庁舎については、多様な行政サービスを提供する拠点、災害時の防災・情報発信拠点としての役割を踏まえながら、安全で利用しやすく、効率的な業務執行に配慮した環境づくりに努めます。

■行財政運営の健全化を進める

(中項目番号：132)

長期的な財政計画を策定し、市税や各種使用料などの収納事務の徹底や受益者負担の適正化を図り、積極的に収入を確保するとともに、支出の削減を進めながら、財源の重点的かつ効果的な配分に努めます。また、地方債の計画的な活用などにより、多様化する行政需要に対応できる健全な行財政運営に努めます。

さらに、広告掲載の拡充等による新たな財源確保策について、引き続き検討・取り組みを行うとともに、低・未利用普通財産の売却・貸付などを行い、保有資産の適正な管理と有効活用を図ります。

■都市間の連携強化を進める

(中項目番号：133)

市民ニーズの多様化や生活圏の拡大を踏まえ、現在実施している事務事業の共同処理や施設の相互利用をさらに推進します。

また、今まで以上に質の高いサービスを効率的に提供することができるよう、市民サービスの向上や広域的な視点など、様々な視点から広域行政に関する調査・検討を進めます。

主な事業・指標

(中項目番号) 事業名	事業内容	指標名	
		現況値 (平成21年度)	目標値 (平成27年度)
(131) 行政改革の推進	総合振興計画の着実な推進を支え、時代や情勢の変化に対応した市民満足度の高い行政運営を展開していくため、全庁的な体制で効果的な行政改革に取り組みます。	行政改革の取組項目の実施率	
		—	100%
(131) 職員研修事業	職員個々の能力および意欲の向上のため、各階層に必要な知識をはじめ、法令に関する専門知識等の習得を図るとともに、民間・公的研修機関等への派遣や自己啓発の促進を図ります。	研修受講者割合	
		57.0%	60.0%
(131) 中核市移行事業	自立した自治運営の実現を図り、市民に身近なサービスを提供するため、中核市への移行を目指します。	中核市移行に関する認知度	
		—	70.0%
(132) 市税徴収事務事業	財政基盤の充実・強化を図るため、市税の適正な収納と税負担の公平性・公正性を追求し安定した自主財源の確保に努めます。	市税収納率	
		94.9%	95.5%
(132) 予算編成および執行管理事務事業	予算の効率的かつ効果的な執行を推進するため、適正な予算配分および執行管理を行います。また、財政の健全化を進めるため、バランスシートなどの作成を行うとともに、これを公表し、市財政に対する市民の理解を深めます。	通常債の新規借入の上限額	
		50億円以下 (実績15億700万円)	50億円以下
(132) 公有財産管理事業	公有財産の有効活用を図るため、未利用地の売却や貸付等を行うとともに、財産台帳を整備し、効率的かつ適切な財産管理に努めます。	財産利活用率	
		82.5%	90.0%
(133) 広域行政事業	5市1町(草加市・越谷市・八潮市・三郷市・吉川市・松伏町)の連携、広域的な行政課題の調査研究および共同事業による行政の効率化を図るため、5市1町で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議において、共同事業等を行います。	まんまるよやくの登録者数	
		7,760件 (越谷市分)	7,952件 (越谷市分)

